

## 安城市狭あい道路拡幅整備要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市の狭あい道路の拡幅整備を促進するために、必要な事項を定め、安全で住みよい環境と災害に強い街づくりを図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項に規定する道路及び当該道路以外の道路(幅員1.8メートル未満の箇所があるものに限る。)であって、市長がこの要綱の規定を適用する必要があると認めた幅員4メートル未満のものをいう。
- (2) 後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線及び前号の幅員4メートル未満の道路について同項の規定を適用した場合に道路の境界線とみなされることとなる線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路と後退線の間挟まれた土地をいう。
- (4) 隅切り用地等 狭あい道路の後退線が他の道路の境界線(他の道路が狭あい道路の場合は、後退線)と交わる箇所の角地の交差角を挟む二辺(いずれの辺も後退用地を寄附した土地に接する場合に限る。)を含む土地で、交差角を挟む二辺の長さが等しくなる点を結ぶ直線が3メートルとなる線と当該二辺とによって囲まれる三角形の範囲の土地及び狭あい道路の後退線が屈曲する場合について、道路線形を改良するために必要な土地をいう。
- (5) 所有権者等 所有者、借地権者、抵当権者その他土地について使用収益又は処分の権限を有する者をいう。
- (6) 建築行為等 法第2条第1号に規定する建築物を建築し、若しくは擁壁を設置すること又は植栽その他これに類する行為をすることをいう。

### (狭あい道路に関する協議)

第3条 狭あい道路に接する土地について、法第6条第1項の規定による確認を受けようとする者及び後退用地を寄附しようとする者は、あらかじめ、当該土地を道路として使用することに関し、狭あい道路に関する協議書(様式第1)を提出して市長と協議しなければならない。

### (協議の受理等)

第4条 市長は、前条の協議書の提出があったときは、その内容を審査し、同意することを決定したときは、狭あい道路に関する通知書（様式第2）により申出人に通知するものとする。

（協議内容の変更）

第5条 狭あい道路に関する協議の内容に変更が生じた場合は、速やかに協議内容変更申出書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

（後退用地の寄附）

第6条 所有権者等は、後退用地を市に寄附する旨の協議が整った場合は、後退用地境界測量実施申請書（様式第4）を市長に提出するものとする。

2 所有権者等は、後退用地内の建築物その他物件を速やかに撤去するものとする。ただし、撤去困難な事由があるとして、所有権者等が誓約書（様式第5）を市長に提出した場合は、市長が認めた期間内に撤去するものとする。

（後退線の確定及び分筆、所有権移転）

第7条 後退用地境界測量実施申請書の提出があった場合において、市長は、必要な測量を行い、後退線を確定し、後退用地の分筆及び所有権移転に係る手続を行うものとする。

（測量等の費用負担）

第8条 前条の規定による測量等の費用については、市が負担するものとする。ただし、市長は、後退用地に係る寄附の申出が虚偽若しくは不正の事実に基づいたものであると認められる場合又は後退用地に係る寄附の申出をした所有権者等の事由により当該後退用地の寄附受納ができない場合は、寄附の申出をした所有権者等に前条の規定による測量等の費用を負担させるものとする。

（自己管理地）

第9条 市への寄附がされなかった後退用地及び第7条の後退線の確定に至らなかった後退用地は、所有権者等が自己で管理する土地（以下「自己管理地」という。）とする。

（自己管理地の後退杭<sup>くい</sup>設置及び維持管理）

第10条 自己管理地の所有権者等は、後退線を自ら定めるとともに、その線上市が支給する後退杭<sup>くい</sup>を設置しなければならない。ただし、当該後退杭<sup>くい</sup>を設置することが困難な場合は、これに代わる措置を講じなければならない。

2 自己管理地の所有権者等は、前項の規定による後退杭<sup>くい</sup>の設置又は同項ただし書の措置が完了したときは、後退杭<sup>くい</sup>設置等完了報告書（様式第6）を市長に提出し

なければならない。

- 3 自己管理地の所有者等は、自己管理地を狭あい道路の形状と同程度に整備し、維持管理しなければならない。

(自己管理地の寄附)

第11条 自己管理地について寄附の申出があった場合における手続については、第6条から第8条までの規定を準用する。

- 2 前項の規定は、自己管理地について協議内容を変更し、改めて狭あい道路に関する協議を経て寄附することを妨げるものではない。この場合において、当該土地は、自己管理地でない通常の後退用地として扱う。

(後退用地の使用制限等)

第12条 所有者等(市への寄附がされた後退用地の所有者等であった者を含む。次項において同じ。)は、後退用地内での建築行為等又は後退用地に突き出しての建築行為等をしてはならない。

- 2 所有者等は、後退用地における一般の交通を妨げてはならない。

(道路整備)

第13条 市長は、市への寄附がされた後退用地及び隅切り用地等について整備する必要があると認めたときは、これを行うことができる。

(後退用地及び隅切り用地等の寄附に係る補償金)

第14条 市長は、市への寄附に伴い、後退用地及び隅切り用地等の所有者等に、配管等(水道メーター、下水道公共ます、ガスメーター等をいう。)の移設及びブロック塀等(コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造りの塀で地盤面からの高さが1m未満のものをいう。)、フェンス、門、樹木、擁壁、土間コンクリート舗装、アスファルト舗装等の撤去に係る経費に対する補償金を交付することができる。

- 2 補償金の額は、狭あい道路に関する協議(協議内容の変更に係るものを除く。)1回当たり10万円を上限とする。

- 3 次に掲げる経費については、補償金の対象としない。

(1) 管の口径拡大に係る経費

(2) 市の補助金等の対象となる撤去費、移設費等の経費

(3) その他市長が不当と認めた内容に係る経費

(補償金の交付に係る手続)

第15条 補償金の交付を受けようとする者は、補償金の額の算出の基礎となる資

料等を添えて、狭あい道路拡幅整備補償金交付申請書（様式第7）を工事着手前に市長に提出しなければならない。

2 市長は、狭あい道路拡幅整備補償金交付申請書の提出があったときは、狭あい道路拡幅整備補償金交付決定通知書（様式第8）により補償金の額を補償金の交付を受けようとする者に通知する。

3 補償金を受けようとする者は、工事完了後、速やかに狭あい道路拡幅整備補償金実績報告書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、狭あい道路拡幅整備補償金実績報告書の提出があったときは、補償金を交付するものとする。

（謝礼）

第16条 市長は、後退用地の寄附に対して安城市道路敷地寄附受納要綱（平成16年4月1日施行）に基づく謝礼を支払わないものとする。ただし、隅切り用地等の寄附に対して安城市道路敷地寄附受納要綱に基づく謝礼を支払うことができる。

2 前項の謝礼に係る手続は、安城市道路敷地寄附受納要綱の規定による。

（適用除外）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱の規定は適用しない。

（1）狭あい道路が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可を受けようとする開発行為の区域内に存在する場合（自己の業務及び自己の居住の用に供する建築物の建築を目的とした開発許可を受けようとするものを除く。）

（2）狭あい道路が土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条の規定による土地区画整理事業の施行区域内に存在する場合

（3）その他市長が不相当と認める場合

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の安城市狭あい道路拡幅整備要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に提出された狭あい道路拡幅整備補償金交付申請書に係る補償金について適用する。